

訪問看護ステーションあさがお 訪問看護料金表(介護保険・要介護)

1単位：11.12円（地域単価：横浜市＝2級地）

地域単価×単位数＝〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇円－（〇〇円×給付割合※（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

※給付割合は利用者負担が ・1割負担の場合：0.9 ・2割負担の場合：0.8 ・3割負担の場合：0.7

准看護師による訪問看護利用料は所定金額の90%

理学療法士等は1回20分以上294単位、1日2回を超えた場合は1回につき90%算定、週6回まで

			単位数	利用者負担額 1割	利用者負担 2割	利用者負担 3割	
訪問看護費	①所要時間20分未満の場合		314	350 円	699 円	1048 円	1回につき
	②所要時間30分未満の場合		471	524 円	1048 円	1572 円	1回につき
	③所要時間30分以上1時間未満の場合		823	916 円	1831 円	2746 円	1回につき
	④所要時間1時間以上1時間30分未満の場合		1128	1255 円	2509 円	3763 円	1回につき
	⑤理学療法士等40分の場合		588	654 円	1308 円	1962 円	1回につき
	⑥理学療法士等1時間の場合		795	884 円	1768 円	2652 円	1回につき
加算	複数名訪問加算Ⅰ	所要時間30分未満の場合	254	283 円	565 円	848 円	1回につき
		所要時間30分以上の場合	402	447 円	894 円	1341 円	1回につき
	複数名訪問加算Ⅱ	所要時間30分未満の場合	201	224 円	447 円	671 円	1回につき
		所要時間30分以上の場合	317	353 円	705 円	1058 円	1回につき
	1人で看護を行うのが困難な場合複数名で看護を行った際に加算されます。 【複数名訪問加算Ⅰ】複数の看護師等の場合 【複数名訪問加算Ⅱ】看護師等と看護補助者の場合						
	長時間訪問看護加算 / 90分を超える場合		300	334 円	668 円	1001 円	要件により1～3回 / 週
	特別管理加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)の対象者。所要時間1時間以上1時間30分未満の訪問看護を行った後に、引き続き訪問看護を行って、通算1時間30分以上となる場合に加算されます。						
	緊急時訪問看護加算		600	668 円	1335 円	2002 円	月1回
	緊急時及び必要に応じて、電話連絡または計画にない緊急の訪問看護を利用する事ができます。						
	夜間早朝深夜加算		早朝・夜間 25/100		深夜 50/100		
	1か月に2回目以降の緊急訪問について、早朝(午前6時～午前8時)、夜間(午後6時～午後10時)、深夜(午後10時～翌6時)に訪問看護を行った場合に加算されます。						
	特別管理加算	①特別管理加算Ⅰ	500	556 円	1112 円	1668 円	月1回
		②特別管理加算Ⅱ	250	278 円	556 円	834 円	月1回
	以下の特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算されます。						
	特別管理加算(Ⅰ)			特別管理加算(Ⅱ)			
	・在宅麻薬等注射指導管理 ・在宅腫瘍化学療法注射指導管理 ・在宅強心剤持続投与指導管理 ・在宅気管切開患者指導管理 ・気管カニューレを使用している状態 ・留置カテーテルを使用している状態			・在宅自己腹膜灌流指導管理 ・在宅血液透析指導管理 ・在宅酸素療法指導管理 ・在宅中心静脈栄養法指導管理 ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理 ・在宅自己導尿指導管理 ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 ・在宅自己疼痛管理指導管理 ・在宅肺高血圧症患者指導管理 ・人工肛門または人工膀胱を設置している状態 ・真皮を越える褥瘡の状態 ・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態			

		単位数	利用者負担額 1割	利用者負担 2割	利用者負担 3割	
加 算	ターミナルケア加算（適応時）	2500	2780円	5560円	8340円	
	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施している場合に加算されます。（ターミナルケアを実施後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合は含みます。）					
	初回加算	①初回加算(Ⅰ)	350	390円	779円	1168円 1回のみ
		②初回加算(Ⅱ)	300	334円	668円	1001円 1回のみ
	新規に訪問看護計画書を作成し、初回の訪問看護を行った月に加算されます。ただし、退院時共同指導加算を算定した場合は加算しません。(Ⅰ)は退院日に初回訪問した時に加算されます。(Ⅱ)はその他の初回訪問日。					
	退院時共同指導加算	600	668円	1335円	2002円	要件により1～2回 / 月
	退院または介護老人保健施設等を退所するに当たり、訪問看護師が入院・入所先に出向き、在宅療養生活について医師または看護師等と共同して指導を行った場合に加算されます。原則、月に1回ですが特別管理加算の対象者の場合は月2回まで加算されます。					
	看護・介護職員連携強化加算	250	278円	556円	834円	月1回に1回限り
	訪問介護事業所の訪問ヘルパー等に対し、痰の吸引等を行うための支援を行った場合に加算されます。					
	看護体制強化加算Ⅰ	550	612円	1224円	1835円	月1回
	看護体制強化加算Ⅱ	200	223円	445円	668円	月1回
	医療ニーズへの対応を強化する観点から、サービス提供体制の事業所を評価するもの。					
	専門管理加算	250	278円	556円	834円	月1回に1回限り
	専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算されます。					
	口腔連携強化加算	50	56円	112円	167円	1回につき
	歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に加算されます。					
	介護職員等処遇改善加算	—	—	—	—	介護報酬総単位数に1.8%を乗じた単位数
	職員の処遇改善に対して評価するもの。					

その他の費用

項 目	料 金	説 明
交通費	実費	通常事業の実施地域以外にお住まいの方への公共交通機関利用時は実費を徴収する。自動車使用時は通常実施地域を超えた場所から片道1kmあたり100円とします。
キャンセル料	利用者負担額	キャンセルは前日までに連絡ください。 訪問してからキャンセルは全額利用者負担となります。 (利用者の病状や急な入院は除外します。)
死後の処置	20000円	亡くなられた後のケアと処置代です。

通常のサービス提供を超える費用(利用者負担10割)

項 目	料 金	説 明
介護保険外サービス	介護報酬告示上の額と同額	区分支給限度額を超えてサービスを利用したい場合など介護保険枠外のサービス料金です。